

はじめに

高知海洋高等学校は、高知県下唯一の水産・海洋系高校として校訓は「天空海闊」を謳い、理想は天空の如く高く気高く、心は大海の如く広く豊かであれという高い理想を掲げている。「協調性があり、行動力のある水産・海洋人」という目標のもと、人を思いやり人権意識の高い生徒の育成を目指している。

いうまでもなくいじめは、人権を著しく侵害し心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、文部科学省及び高知県の基本的な方針に基づき、生徒の尊厳を守るべく家庭・地域・その他の関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見及び対策を総合的かつ効果的に推進するために、この基本方針を策定する。

また、万一いじめに類する事案が確認された場合は迅速に対応し、本校において生徒一人ひとりの人権を保障するものとする。

第1条 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校では以下の基本理念のもとに、いじめ防止等のための対策を定める。

- (1) いじめは心身を傷つける重大な人権侵害であるとの認識をもち、学校の内外を問わず「いじめを行わない」「いじめを許さない」という姿勢を貫く。
- (2) 生徒一人ひとりが「夢」「志」をもち、自己実現のために自分の力を思う存分発揮できる学校づくりをおこなう。
- (3) 日々の学校生活において生徒同士がお互いを思いやり安心して日常を送れるために、いじめを防止する環境づくりといじめを見逃すことのない人間関係づくりに努力する。
- (4) 保護者や地域・県教育委員会などの関係機関と共通認識を持ち、いじめの問題の防止と解決に向けて思いを同じくして取り組む。

第2条 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）である。

学校生活においては様々な事象が起きるものであるが、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」の要件が限定して解釈されることのないようにする。その際当該生徒の立場に立ち、判断が表面的・形式的なものにならないように十分留意する。

また、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく「いじめの防止等の対策のための委員会」を活用して組織的に行う。

第3条 いじめの理解

「いじめ」はどの生徒にも起こり得ることで、とりわけ嫌がらせやいじわる、SNS等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

「暴力を伴ういじめ」はもとより「暴力を伴わないいじめ」であっても、また好意から行った行為が意図せず相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合も含め、「いじめ」は生命又は身体に重大な被害を生じさせ得るものであると認識し、いかなる形の「いじめ」に対しても、いじめられた生徒の立場に立って取り組むことが重要である。

「いじめ」の問題は、加害・被害という二者の関係だけでなくその周りを取り囲む傍観者の存在があり、学級集団、部活動など学校全体の在り方も関係してくる。そうしたことを考慮して、学校全体の中に「いじめ」を許容しない雰囲気を作り出すことに十分な配慮が必要である。

また、すべてに対して厳しい指導を要するわけではない。「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することが適切な事案もある。ただし法の定める「いじめ」に該当するため、サポート委員会で情報共有することは必要である。

第4条 いじめの防止等の対策のための委員会

この組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たっての中核を担うものである。

(1) 役割

【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめに関する校内研修の企画・検討を行う。

【早期発見・事案対処】

- ① いじめの早期発見のためのアンケートを実施し早期に対応を行う。また、集計結果を職員会で報告し共通理解を図る。
- ② いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ③ いじめと判断した場合は、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(2) 構成員

この組織は、校長・教頭・事務長・主幹教諭・生徒指導主事・人権教育主任・特別支援教育学校コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・サポート部員・PTA顧問・PTA会長をもって構成する。

- ① 個々のいじめの防止・早期発見・対処により、その他関係の深い教職員を追加していく。
- ② 事案によっては警察署等関係機関に参加を求めることもある。
- ③ 校内におけるより迅速な対応のため「サポート委員会」（校長・教頭・主幹教諭・スクールカウンセラー・サポート部員および必要に応じて関係教職員）を小委員会として置く。

(3) 留意点

重大事態の調査のための組織について学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて県教育委員会事務局・教育センター・外部の心理および福祉の専門家などを加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5条 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止

- ① すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しく他者を認め合う態度で、授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ② わかる授業づくりで生徒が自己肯定感をもてる授業改善を目指す。
- ③ 部活動やボランティア活動・防災教育等を通じて、生徒各自が自己の役割を果たすことにより自己有用感をもち自尊感情を高め、健全な人間関係を構築できるように促す。
- ④ 日々のあいさつを大切にして相互理解を深めることにより、円滑な人間関係を構築できるように取り組む。
- ⑤ 配慮が必要な生徒（発達障害を含む障害のある生徒・外国人生徒等・性同一性障害や性的指向・性自認等）に対して、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援と必要な指導を組織的に行う。
- ⑥ いじめ防止の取組は、ホームルーム活動の時間などホームルーム単位の指導を年間指導計画に位置付けたうえで、必ずできるような指導計画を立てる。
- ⑦ いじめ防止に関する教職員の資質指導力を高める。

- a. 校内研修などを通じて教職員がいじめに対する認識を深め、いじめに早期に気づき、適切な指導を迅速にできるようにする。
- b. 教師の不適切な発言や態度が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。

(2) いじめの発見

いじめの発見はいじめへの迅速な対処の前提であり、周りの大人が連携し生徒のささいな変化に気付くことが重要である。

- ① 中学校からの引継ぎや保護者・生徒へのアンケートなどを実施して情報収集に努める。
 - ・ 中学校引継ぎシート、中学校聞き取り調査
 - ・ 個別支援シート
 - ・ 学校生活アンケート、QUアンケート、アセスアンケート
 - ・ 放課ドリル
- ② 定期的な個人面談を行う。
 - ・ 1回目 5・6月：新入生SC面談、4月：2，3年生HR面談
 - ・ 2回目 9月：HR面談
 - ・ 3回目 1月：HR面談
- ③ 教育相談体制を充実させる。
- ④ 教職員がささやかな生徒の変化を見逃すことなく日常的に注意する。
- ⑤ 得られた情報はサポート委員会で共有し、必要に応じて全教職員に周知する。

(3) いじめの対応

「いじめの防止等の対策のための委員会」を中心に被害生徒を守ることを最重要課題とし、速やかに組織的に対応する。また、加害生徒に対しては生徒指導部との連携により、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

- ① サポート委員会が積極的に情報を収集し指導方法等の修正を行い、適切な対応ができるようにする。
 - ② いじめであると判断されたら、事案の内容について速やかに被害生徒・加害生徒の保護者に報告する。また、解決への道筋および指導方法についてもできるだけ早く報告する。
 - ③ 被害生徒のケアを行い、以後の学校生活が円滑に送れるように支援していく。
 - ④ 加害生徒に対しては、心から反省できるように教育上の指導を行っていく。ただし、事案が犯罪行為として取り扱われるものと判断される場合には県教育委員会とも連絡を取り、所轄の警察署と相談して対処する。
 - ⑤ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
 - ⑥ インターネットなどの情報機器を使用したいじめなどが発生した場合、外部の専門機関の協力を積極的に求める。
- * いじめが発生した場合、関係機関と連携し、これまでの取組を見直し、再発防止に努める。

この基本方針は、平成26年4月1日より適用する。

令和3年4月1日 全文改訂